

令和7年7月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和7年7月25日（金）午後2時31分～

場所：本庁舎5階 5-1・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和7年7月25日（金）本庁舎5階 5-1・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 5 番	伊 澤 忠 治
2 番	小 林 正 幸	1 6 番	井 出 茂 康
3 番	永 野 良 徳	1 7 番	漆 原 豊 彦
4 番	田 代 恵 美 子	1 8 番	北 村 利 夫
5 番	西 山 弘 行	1 9 番	宮 治 政 彦
6 番	関 根 栄 一	2 0 番	安 藤 康 彦
7 番	齋 藤 義 治	2 1 番	佐 藤 智 哉
8 番	井 上 哲 夫	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	上 田 洋 子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 川 誠	2 4 番	神 崎 享 子
1 2 番	三 上 健 一	2 5 番	砂 川 耕 介
1 3 番	吉 原 豊		
1 4 番	加 藤 登		

欠席委員は、次のとおり

1 1 番	飯 田 芳 一
-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	山 本	主 幹	坂 間	主 査	森
事務職員	守 田				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 24号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 5 議案第 26号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について
- 日程第 6 議案第 27号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案
に対する意見について
- 日程第 7 報告第 12号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 8 報告第 13号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて

開会 午後2時31分

事務局（山本事務局長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名に対しまして、飯田委員が御欠席ということで24名でございます。

それでは、初めに、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を、また、大変暑い中を総会にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

今月の3日に、鈴木藤沢市長へ農業委員会として意見書を提出してまいりました。藤沢市も、今年は農業予算を増やしていただきまして、温室のビニールの張り替え等の補助金を出していただきました。また、今後もまだまだ農業に力を入れいただきたく、重ねてお願いをしてまいりました。

また、先日は、参議院選挙が行われまして、結果、自民党が大敗をしたということでございます。石破首相の責任が問われ、政界も大変混乱をしているようでございます。

また、そのほかに、アメリカとの関税交渉もまとまったようでございますが、小泉農業水産大臣は、農業にはあまり影響はないのではないかといいことを言っておりましたけれども、果たしてそういうふうな結果になるかどうかということは、これからまだまだ見てみないと分からないということがございます。

今後は、日本の農業にもいろいろ影響が出てくるのではないのでしょうか。農業者がこれ以上減少しない、日本としての農業政策を期待したいと思います。

それでは、7月の総会を開会いたします。

よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（山本事務局長） 会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5

条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（森 主査） はい、いらっしゃいます。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、傍聴人の中をお願いいたします。

[傍聴人 入室]

議長（齋藤義治委員） それでは、傍聴の方に、一言申し上げます。

傍聴の方におかれましては、ルールに従いまして傍聴をしていただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、25番の砂川耕介委員と2番の小林正幸委員の御両名をお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者5人。所有面積、耕作面積、ともに166a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、用田の3筆。地目、いずれも田。地積、3筆合計2,377㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者2人。所有面積、耕作面積、ともに13a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、宮原の1筆。地目、畑。地積、420㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模維持のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、藤嶋・村岡・明治。番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者4人。所有面積、耕作面積、ともに10a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、立石四丁目の2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計1,300㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

18番、北村委員。

18番（北村利夫委員） 資料は1ページをお開きください。

当該地については、本件の申請地は、県道43号線にある「用田橋際」交差点から南東に約300mの農地1筆と、南に約500mの農地2筆になります。

地区協におきまして、譲受人である法人の代表と面談しました。

譲受人は、厚木市に所在する農地所有適格法人で、厚木市に田と畑を所有し、水稻や野菜の生産により農業経営を行っております。

厚木市の農地の管理状況が良好であることを、管轄の農業委員会事務局に確認済みです。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、水稻を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第2条第3項各号の全てに該当するとともに、第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議案第22号について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第22号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、地番、打戻の3筆。地目、畑。地積、3筆合計3,696㎡。内容、一時転用。権利の種類、使用貸借権設定。工事概要、畑の改良工事。工事期間、許可日から令和8年7月末まで。農用地区域除外日、平成2年3月31日。農地種別、第1種農地。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、地番、円行の1筆。地目、田現況畑。地積、297㎡。内容、権利の種類、使用貸借権設定。転用目的、資材置場。農用地区域除外日、平成9年5月14日。農地種別、第2種農地。

続きまして、番号3。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、地番、長後の4筆。地目、いずれも畑。地積、4筆合計1,088㎡。内容、権利の種類、賃借権設定。転用目的、車両置場。農用地区域除外日、当初より。農地種別、第3種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

16番、井出委員。

16番（井出茂康委員） 資料は8ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市立「少年の森」から南東に約150mの土地になります。

本件につきましては、造成する土量が多く規模が大きいため、農地法第5条の一時転用許可申請を行ったものです。

本申請地は、第1種農地で、本来は転用できませんが、転用内容が畑の改良工事という一時転用申請のため、農地に戻す前提で申請されていますので、例外的に許可できる案件となります。

また、譲受人は、譲渡人の要望により一時的に申請地を借り受け、改良工事を行い、工事完了後に畑として譲渡人に引き渡すものです。

申請地については、サツマイモネコブセンチュウによる汚染、植木栽培時に使用された堆肥や建設機械の出入りによる土壌汚染の可能性もあることから、黒土を赤土に入れ替える改良工事を行うものです。

譲渡人は、畑の改良後、サツマイモの作付けを行う計画です。

申請地は北側、西側、南側が道路、東側は市管理地になっております。

上層0.8m分の黒土を30度の勾配で掘削し、搬出した後、0.8m分の赤土の搬入を行い、既存の高さと同レベルになるよう造成を行うものです。

隣接する市管理地との境界には、既設の地上高0.5mの鋼板がありますので、それを利用し、土砂等の流出を防ぎます。

工事中は、隣地境界に養生ネットを設置し、周囲に土砂や粉じんが流出するのを防ぎます。

また、地盤が軟弱なため、工事車両の沈下を防ぐ目的で、入口付近から鉄板を敷設します。

なお、神奈川県砂防課には、盛土規制法の手続きが不要であることを確認しております。

地区協におきましては、譲受人及び譲渡人と面談し、周辺の土地及び道路に十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

この件についても、盛土規制法というのが、今年の4月1日から改正をされました。これは、熱海で大きな事件があったということで、その関係で規制が強化をされておりますが、それに伴いまして、盛土や土砂、土石の堆積ということで、要するに畑等に積み増すことも、かなり規制が厳しくなりましたので、その辺で分かっていることを、説明して下さい。

森 主査。

事務局（森 主査） 今、議長からお話のあったとおり、4月に、盛土規制法が改正されました。基本的には、農地造成ですと1 m以上の盛土をした場合については対象になってくるものになります。

今回については、高さがほぼ変わらないということで、手続きが不要でありました。

規模のところ、今まで開発業務課でも見ていましたけれども、4月から神奈川県砂防課で見るという形になりますので、これ以降、規模が大きい農地造成等につきましては、県の砂防課と連携して申請を進めていく形になると思っております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） はい。

何か意見はございませんか。

井出委員。

16番（井出茂康委員） この土地って、結構傾斜がひどいんですよ。それで、高低差もありますので、盛土がどうのこうのという場合は、どこを基準に見ていくことになるのでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 森 主査。

事務局（森 主査） 今回については、東側が、多分結構落ちている、市の管理地側ですかね、それで、ほかのところについては、道路面とフラットになるので、今回については、高さ、勾配等を変えないという形で計画が出ておりまして、そ

―― ―――
―― ―――
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第23号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第23号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第24号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「非農地証明願について」、御説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、打戻の1筆。地目、畑。地積、165㎡。内容、平成19年頃より住宅の庭敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。農地種別、第2種農地。現地確認日、令和7年7月14日。

続きまして、番号2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、打戻の1筆。地目、畑。地積、344㎡。内容、昭和54年頃より住宅の庭敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。農地種別、第1種農地。現地確認日、令和7年7月14日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

3番、長野委員。

3番（永野良徳委員） 資料は20ページをお開きください。

本件の申請地は、市立中里小学校から南に約100mの土地になります。

申請地は、平成19年頃から、主に住宅の庭敷地として利用され、現在に至

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第24号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第24号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第25号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、御説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、瀬郷の6筆。地目、いずれも畑。地積、6筆合計9,428㎡。区域区分、1筆が調整区域、残り5筆が農振農用地。相続開始年月日、令和6年10月20日。経営面積、1万4,868.78㎡。現地確認日、令和7年7月14日。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、石川の26筆と、善行四丁目の3筆。地目は記載のとおり。地積、29筆合計2万2,884.19㎡。区域区分、記載のとおり。相続開始年月日、令和6年10月25日。経営面積、3万1,299.76㎡。現地確認日、令和7年7月14日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

12番、三上委員。

12番（三上健一委員） 本件につきましては、令和7年7月14日に相続人親族と

日程第6、議案第27号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、御説明いたします。

番号1は、葛原で30aを耕作する方の更新借受分です。

番号2は、葛原を中心に25aを耕作する方の更新借受分です。

番号3、番号4は、遠藤を中心に63aを耕作する方の更新借受分です。

番号5は、遠藤で12aを耕作する方の更新借受分です。

番号6は、亀井野で15aを耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

今回の、この農地中間管理事業の各農地は、多分新規就農者の方がほとんどだと思いますけれども、この近辺で農地を持っておられる方、その辺で何か感じることはありませんでしたら、お願いをいたします。

それでは、伊澤委員、お願いします。

15番（伊澤忠治委員） 私の管轄のところで、土地を借りて今やっておられる方がいますが、たまたま今日、私、ワクチンを打ちに鶴沼のほうの医者に、去年から行っているんですけども、住宅地のど真ん中で、野菜をガレージの中でたくさん売っている人がいまして、誰だろうと思っていたんですよ。

それでまた、今日たまたま通ったら、その方が中にいまして、ちょうど経営診断とかでも立ち会ったりしていますから、販売状況とかいろいろなものを聞いてきましたけれども、慣行農法で、生産量も1年1年上がっていきまして、周りが住宅地だということで、販売も非常にスムーズに、売上げも上がっているというような話を、ちょっと10分ぐらい立ち話でしてきましたけれども、や

の上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第12号を終了いたします。

次に移ります。

日程第8、報告第13号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

守田事務職員。

事務局（守田事務職員） それでは、藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について、御説明いたします。

本件につきましては、まず、11ページが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が1件、藤鶴・村岡・明治地区が1件、合計2件となっております。

続きまして、12ページから14ページまでが「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が7件、藤鶴・村岡・明治地区が4件、合計11件となっております。

続きまして、15ページから18ページまでが「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が3件、六会・長後地区が4件、藤鶴・村岡・明治地区が8件、合計15件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましても、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第13号を終了いたします。

以上で、本日本予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、7月の総会を閉会といたします。

御審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

また、傍聴人の方も、大変お疲れさまでございました。

閉会 午後3時15分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)